

規約改正について

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約改正について

…資料 1-1

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会規約改正について(報告)

…資料 1-2

千曲川・犀川減災対策協議会規約改正について

1. オブザーバー名称の変更（第3条 別表-1）

役職名称の変更により、次のとおり改める。

（別表-1）

① 関東農政局 農村振興部

（変更前） 水利計画官



（変更後） 洪水調節機能強化対策官

2. 幹事名称の変更（第4条 別表-2）

役職名称の変更により、次のとおり改める。

（別表-2）

② 大町市

（変更前） 消防防災課長



（変更後） 危機管理課長

2. 改正（案）

別紙のとおり

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千曲川・犀川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所（防災情報課）が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年4月26日から施行する。

平成29年5月18日改正

平成30年5月8日第2回改正

平成31年4月24日第3回改正

令和2年6月11日第4回改正

令和3年3月11日第5回改正

令和3年6月2日第6回改正

令和4年 月 日第7回改正

別表－1

機 関 名	代 表 者
長 野 市	市 長
松 本 市	市 長
上 田 市	市 長
須 坂 市	市 長
中 野 市	市 長
大 町 市	市 長
飯 山 市	市 長
千 曲 市	市 長
安 曇 野 市	市 長
生 坂 村	村 長
池 田 町	町 長
松 川 村	村 長
坂 城 町	町 長
小 布 施 町	町 長
木 島 平 村	村 長
野 沢 温 泉 村	村 長
栄 村	村 長
長野地方気象台	気 象 台 長
中部森林管理局 北信森林管理署	署 長
長野県 危機管理部 危機管理防災課	危機管理防災課長
長野県 環境部 生活排水課	生 活 排 水 課 長
長野県 農政部 農地整備課	農 地 整 備 課 長
長野県 林務部 森林づくり推進課	森 林 づ くり 推 進 課 長
長野県 建設部 河川課	河 川 課 長
長野県 建設部 砂防課	砂 防 課 長
長野県 建設部 都市・まちづくり課	都 市 ・ ま ち づ くり 課 長
長野県 建設部 建築住宅課	建 築 住 宅 課 長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 長野水源林整備事務所	所 長
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	事 務 所 長
北陸地方整備局 松本砂防事務所	事 務 所 長
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管 理 所 長

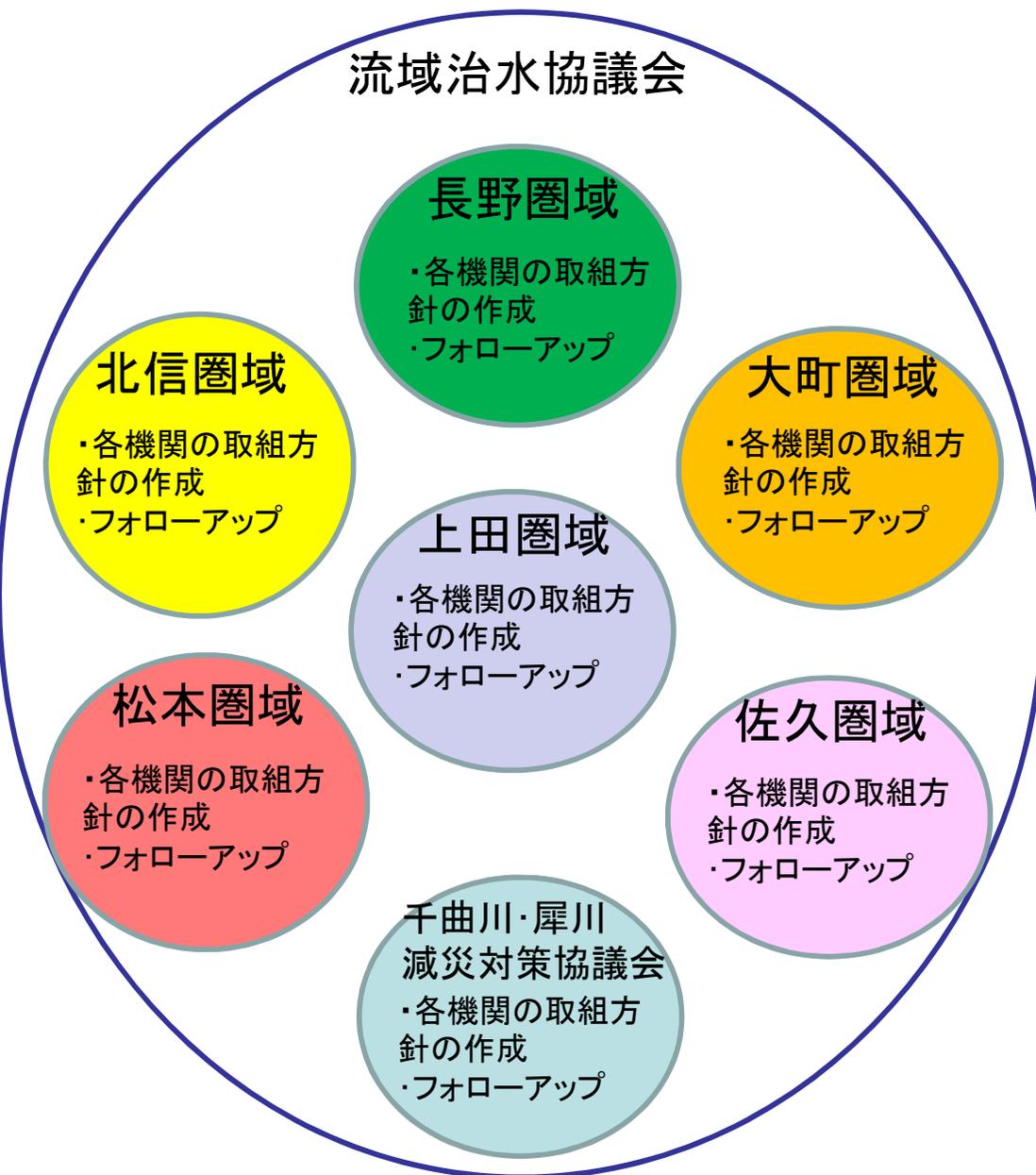
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	事務所長
[オブザーバー]	
関東農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官
東京電力リニューアブルパワー株式会社 犀川事業所	事業所長
NHK長野放送局	放送部長
信越放送株式会社	報道部長
株式会社長野放送	報道部長
株式会社テレビ信州	報道部長
長野朝日放送株式会社	報道制作部長
長野県 警察本部 警備部 警備第二課	警備第二課長
陸上自衛隊 松本駐屯地 第13普通科連隊	第2科長
東日本旅客鉄道株式会社 長野支社 総務部 安全企画室	室長
長野電鉄株式会社	鉄道事業部長
しなの鉄道株式会社	運輸部長
上田電鉄株式会社	常務取締役
アルピコ交通株式会社	鉄道事業部長

別表－2

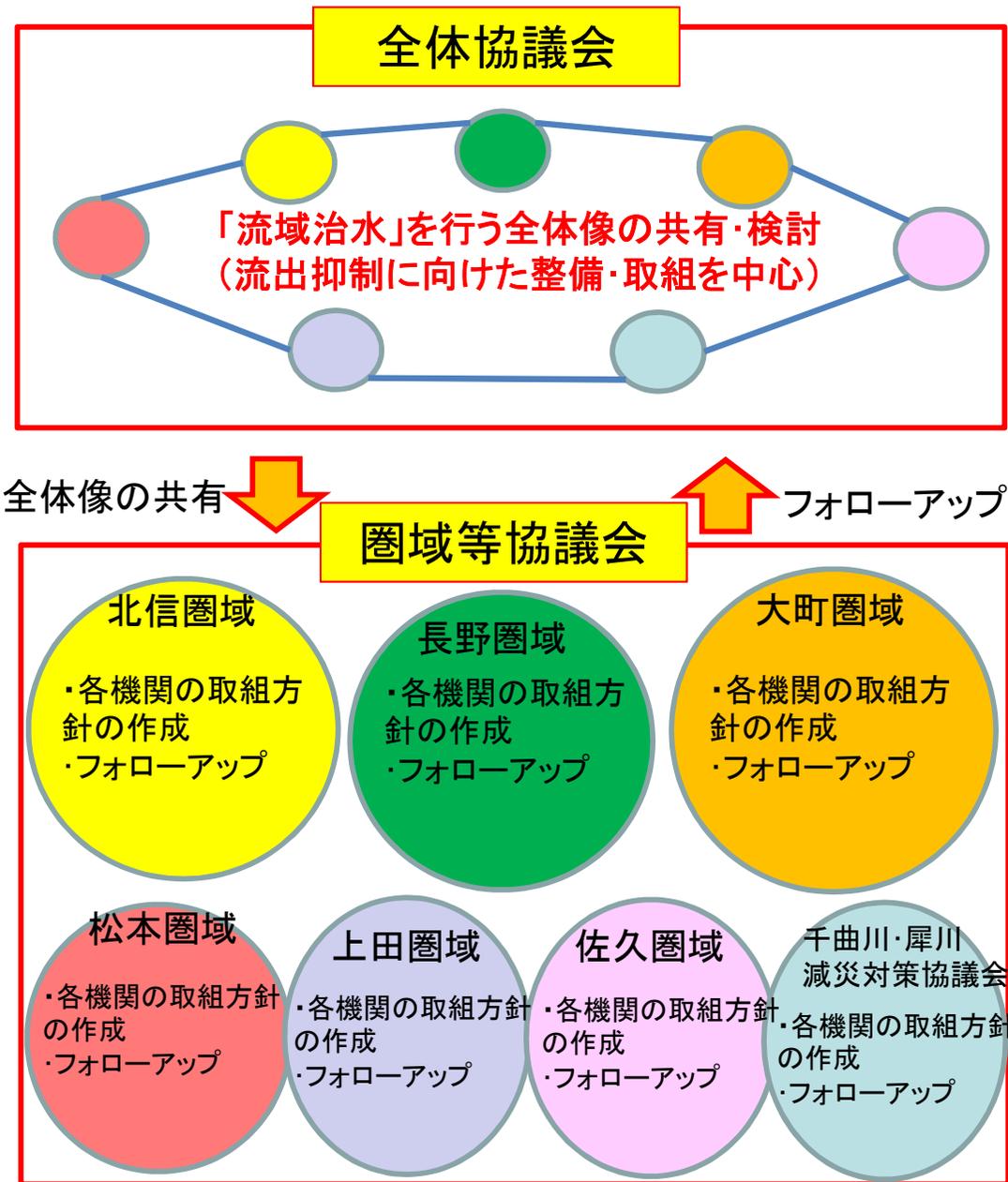
機 関 名	幹 事 名
長野市	危機管理防災課長
松本市	消防防災課長
上田市	危機管理防災課長
須坂市	危機管理担当課長
中野市	危機管理課長
大町市	危機管理課長
飯山市	危機管理防災課長
千曲市	危機管理防災課長
安曇野市	危機管理課長
生坂村	総務課長
池田町	総務課長
松川村	総務課長

坂 城 町	建設課長
小 布 施 町	総務課長
木 島 平 村	総務課長
野 沢 温 泉 村	総務課長
栄 村	総務課長
長野地方気象台	防災管理官
中部森林管理局 北信森林管理署	次長
長野県 危機管理部 危機管理防災課	防災係長
長野県 環境部 生活排水課	企画幹
長野県 農政部 農地整備課	企画幹
長野県 林務部 森林づくり推進課	治山係長
長野県 建設部 河川課	企画幹
長野県 建設部 砂防課	企画幹
長野県 建設部 都市・まちづくり課	企画幹
長野県 建設部 建築住宅課	課長補佐兼 指導審査係長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 長野水源林整備事務所	所長
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	副所長（技）
北陸地方整備局 松本砂防事務所	副所長（技）
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管理係長
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	副所長（技）

これまでの流域治水協議会



これからの流域治水協議会(案)



現行	改正案
<p style="text-align: center;">信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 規約</p> <p>第1条 設置、名称 本会は、信濃川水系における信濃川上流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称し、これを設置する。</p> <p>第2条 目的 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川水系(信濃川上流)流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3条 協議会の構成 協議会は、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び長野県内10圏域の大規模氾濫減災協議会のうち、佐久圏域、上田圏域、松本圏域、大町圏域、長野圏域、北信圏域の協議会の構成機関をもって構成する。 協議会の運営、進行、招集、企画立案や構成機関相互の連絡調整、協議会</p>	<p style="text-align: center;">信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 規約</p> <p>(設置、名称) 第1条 (同左)</p> <p>(目的) 第2条 (同左)</p> <p>(全体協議会の構成) 第3条 協議会に全体協議会を置く。 2 全体協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 3 全体協議会に幹事会を置く。幹事は、別表2の職にある者をもって構成する。幹事会は、全体協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析及び調整を行うことを目的とし、結果について全体協議会へ報告する。 4 全体協議会及び幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。 5 事務局は、第1項及び第2項によるもののほか、全体協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1及び別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(圏域等協議会の構成) 第4条 協議会に圏域等協議会を置く。 2 圏域等協議会は、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び長野県内10圏域の大規模氾濫減災協議会のうち、佐久圏域、上田圏域、松本圏域、大町圏域、長野圏域、北信圏域の協議会の構成機関をもって構成する。</p>

現行	改正案
<p><u>の指示による各種検討については、第3条に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会と連携し、共有・検討を行うものとする。</u></p> <p>第4条 <u>流域治水協議会の実施事項</u> 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1. 信濃川水系(信濃川上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。 2. (削除) 3. (削除) 4. その他、流域治水に関して必要な事項。</p> <p>(新設)</p> <p>第5条 <u>協議会の情報公開</u> 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>第6条 <u>協議会資料等の公表</u> 1. 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。 2. 協議会の議事については、<u>上記第3条に記載する大規模氾濫に関する減</u></p>	<p>(全体協議会の実施事項) 第5条 全体協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 信濃川水系(信濃川上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。 二 その他、流域治水に関して必要な事項。 <p>(圏域等協議会の実施事項) 第6条 圏域等協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 二 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 三 その他、流域治水に関して必要な事項。 <p>(会議の公開) 第7条 全体協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては全体協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を全体協議会へ報告することにより公開と見なす。 3 圏域等協議会の公表については、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会で別に定めるものとする。 <p>(協議会資料等の公表) 第8条 全体協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、全体協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 全体協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した

現行	改正案
<p><u>災対策協議会の議事概要と合わせ作成し、出席した各会員、各機関の確認を得た後、公表するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第7条 事務局 協議会の事務局は、<u>第3条</u>に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の事務局が兼ねるものとし、各会員、各機関と調整を図りながら運営を行う。</p> <p>第8条 雑則 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>附 則 本規約は、令和3年3月11日より実施する。</p>	<p>各会員、各機関の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>3 圏域等協議会の資料及び議事等については、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会で別に定めるものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 全体協議会の事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所及び長野県河川課が行う。</p> <p>2 圏域等協議会の事務局は、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の事務局が兼ねるものとし、各会員、各機関と調整を図りながら運営を行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 (同左)</p> <p>(附 則)</p> <p>第11条 本規約は、令和3年3月11日より実施する。 令和4年2月 9日改正</p>

現行

改正案

(新設)

別表1

機 関 名	代 表 者
長 野 市	市 長
松 本 市	市 長
上 田 市	市 長
須 坂 市	市 長
小 諸 市	市 長
中 野 市	市 長
大 町 市	市 長
飯 山 市	市 長
塩 尻 市	市 長
佐 久 市	市 長
千 曲 市	市 長
東 御 市	市 長
安 曇 野 市	市 長
小 海 町	町 長
佐 久 穂 町	町 長
川 上 村	村 長
南 牧 村	村 長
南 相 木 村	村 長
北 相 木 村	村 長
軽 井 沢 町	町 長

現行

改正案

御代田町
立科町
長和町
青木村
麻績村
生坂村
山形村
朝日村
筑北村
池田町
松川村
坂城町
小布施町
高山村
山ノ内町
木島平村
野沢温泉村
信濃町
飯綱町
小川村
栄村

町長
町長
町長
村長
村長
村長
村長
村長
村長
町長
村長
町長
町長
町長
村長
村長
町長
町長
村長
村長

関東農政局 農村振興部

中部森林管理局 北信森林管理署

地方参事官（各省調整）

署長

現行	改正案	
	中部森林管理局 中信森林管理署	署 長
	中部森林管理局 東信森林管理署	署 長
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター長野水源林整備事務所	所 長
	長野県 環境部 生活排水課	課 長
	長野県 農政部 農地整備課	課 長
	長野県 林務部 森林づくり推進課	課 長
	長野県 建設部 砂防課	課 長
	長野県 建設部 都市・まちづくり課	課 長
	長野県 建設部 建築住宅課	技 監 兼 課 長
	長野県 佐久建設事務所	事 務 所 長
	長野県 上田建設事務所	事 務 所 長
	長野県 松本建設事務所	事 務 所 長
	長野県 安曇野建設事務所	事 務 所 長
	長野県 大町建設事務所	事 務 所 長
	長野県 千曲建設事務所	事 務 所 長
	長野県 須坂建設事務所	事 務 所 長
	長野県 長野建設事務所	事 務 所 長
	長野県 北信建設事務所	事 務 所 長
	関東地方整備局	
	利根川水系砂防事務所	事 務 所 長
	北陸地方整備局 大町ダム管理所	管 理 所 長
	北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	事 務 所 長

現行	改正案
----	-----

(新設)	<p>北陸地方整備局 松本砂防事務所 長野地方気象台 長野県 建設部 河川課 北陸地方整備局 千曲川河川事務所</p> <p>[オブザーバー]</p> <p>信州大学工学部水環境・土木工学科 信州大学工学部水環境・土木工学科 NHK長野放送局 信越放送株式会社 株式会社長野放送 株式会社テレビ信州 長野朝日放送株式会社</p>	<p>事務所長 気象台長 課長 事務所長</p> <p>吉谷純一教授 豊田政史准教授 放送部長 報道部長 報道部長 報道部長 報道制作部長</p>
	別表2	
	機 関 名	幹 事
	長 野 市	河 川 課 長
	松 本 市	建 設 総 務 課 長
	上 田 市	土 木 課 長
	須 坂 市	道 路 河 川 課 長
	小 諸 市	建 設 課 長
	中 野 市	道 路 河 川 課 長
	大 町 市	建 設 課 長

現行

改正案

飯山市
 塩尻市
 佐久市
 千曲市
 東御市
 安曇野市
 小海町
 佐久穂町
 川上村
 南牧村
 南相木村
 北相木村
 軽井沢町
 御代田町
 立科町
 長和町
 青木村
 麻績村
 生坂村
 山形村
 朝日村
 筑北村
 池田町

道路河川課長
 建設課長
 土木課長
 建設課長
 建設課長
 監理課長
 産業建設課長
 建設課長
 産業建設課長
 産業建設課長
 振興課長
 経済建設課長
 地域整備課長
 建設水道課長
 建設環境課長
 建設水道課長
 建設農林課長
 振興課長
 振興課長
 建設水道課長
 建設環境課長
 建設課長
 建設水道課長

現行	改正案
----	-----

	<p>松 川 村 坂 城 町 小 布 施 町 高 山 村 山 ノ 内 町 木 島 平 村 野 沢 温 泉 村 信 濃 町 飯 綱 町 小 川 村 栄 村 関東農政局 農村振興部 中部森林管理局 北信森林管理署 中部森林管理局 中信森林管理署 中部森林管理局 東信森林管理署 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター長野水源林整備事務所 長野県 環境部 生活排水課 長野県 農政部 農地整備課 長野県 林務部 森林づくり推進課 長野県 建設部 砂防課 長野県 建設部 都市・まちづくり課 長野県 建設部 建築住宅課</p>	<p>建設水道課長 建設課長 建設水道課長 建設水道課長 建設水道課長 建設課長 建設水道課長 建設水道課長 建設水道課長 建設経済課長 建設課長 水利計画官 次 長 次 長 次 長 所 長 企 画 幹 課長補佐兼指導審査係長</p>
--	---	--

現行	改正案	
	<p>長野県 佐久建設事務所 長野県 上田建設事務所 長野県 松本建設事務所 長野県 安曇野建設事務所 長野県 大町建設事務所 長野県 千曲建設事務所 長野県 須坂建設事務所 長野県 長野建設事務所 長野県 北信建設事務所 関東地方整備局 利根川水系砂防事務所 北陸地方整備局 大町ダム管理所 北陸地方整備局 湯沢砂防事務所 北陸地方整備局 松本砂防事務所 長野地方气象台 長野県 建設部 河川課 北陸地方整備局 千曲川河川事務所</p>	<p>整備課長 整備課長 計画調査課長 整備課長 整備・建築課長 整備課長 整備課長 計画調査課長 整備課長 副所長（技） 管理係長 副所長（技） 副所長（技） 防災管理官 企画幹 副所長（技）</p>

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 規約

(設置、名称)

第1条 本会は、信濃川水系における信濃川上流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称し、これを設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川水系(信濃川上流)流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(全体協議会の構成)

第3条 協議会に全体協議会を置く。

- 2 全体協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 3 全体協議会に幹事会を置く。幹事は、別表2の職にある者をもって構成する。幹事会は、全体協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析及び調整を行うことを目的とし、結果について全体協議会へ報告する。
- 4 全体協議会及び幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項及び第2項によるもののほか、全体協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1及び別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(圏域等協議会の構成)

第4条 協議会に圏域等協議会を置く。

- 2 圏域等協議会は、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び長野県内10圏域の大規模氾濫減災協議会のうち、佐久圏域、上田圏域、松本圏域、大町圏域、長野圏域、北信圏域の協議会の構成機関をもって構成する。

(全体協議会の実施事項)

第5条 全体協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 信濃川水系(信濃川上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 その他、流域治水に関して必要な事項。

(圏域等協議会の実施事項)

第6条 圏域等協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 二 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 三 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 全体協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては全体協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を全体協議会へ報告することにより公開と見なす。
- 3 圏域等協議会の公表については、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会で別に定めるものとする。

(協議会資料等の公表)

第8条 全体協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、全体協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 全体協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した各会員、各機関の確認を得た後、公表するものとする。
- 3 圏域等協議会の資料及び議事等については、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会で別に定めるものとする。

(事務局)

第9条 全体協議会の事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所及び長野県河川課が行う。

- 2 圏域等協議会の事務局は、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の事務局が兼ねるものとし、各会員、各機関と調整を図りながら運営を行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

第11条 本規約は、令和3年3月11日より実施する。

令和4年2月 9日改正

別表 1

機 関 名			代 表 者	
長	野	市	市	長
松	本	市	市	長
上	田	市	市	長
須	坂	市	市	長
小	諸	市	市	長
中	野	市	市	長
大	町	市	市	長
飯	山	市	市	長
塩	尻	市	市	長
佐	久	市	市	長
千	曲	市	市	長
東	御	市	市	長
安	曇野	市	市	長
小	海	町	町	長
佐	久穂	町	町	長
川	上	村	村	長
南	牧	村	村	長
南	相木	村	村	長
北	相木	村	村	長
軽	井沢	町	町	長
御	代田	町	町	長
立	科	町	町	長
長	和	町	町	長
青	木	村	村	長
麻	績	村	村	長
生	坂	村	村	長
山	形	村	村	長
朝	日	村	村	長
筑	北	村	村	長
池	田	町	町	長
松	川	村	村	長
坂	城	町	町	長
小	布施	町	町	長
高	山	村	村	長

山ノ内町
木島平村
野沢温泉村
信濃町
飯綱町
小川村
栄村

関東農政局 農村振興部

中部森林管理局 北信森林管理署

中部森林管理局 中信森林管理署

中部森林管理局 東信森林管理署

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター長野水源林整備事務所

長野県 環境部 生活排水課

長野県 農政部 農地整備課

長野県 林務部 森林づくり推進課

長野県 建設部 砂防課

長野県 建設部 都市・まちづくり課

長野県 建設部 建築住宅課

長野県 佐久建設事務所

長野県 上田建設事務所

長野県 松本建設事務所

長野県 安曇野建設事務所

長野県 大町建設事務所

長野県 千曲建設事務所

長野県 須坂建設事務所

長野県 長野建設事務所

長野県 北信建設事務所

関東地方整備局 利根川水系砂防事務所

北陸地方整備局 大町ダム管理所

北陸地方整備局 湯沢砂防事務所

北陸地方整備局 松本砂防事務所

長野地方气象台

長野県 建設部 河川課

北陸地方整備局 千曲川河川事務所

町 長
村 長
村 長
町 長
町 長
村 長
村 長

地方参事官（各省調整）

署 長

署 長

署 長

所 長

課 長

課 長

課 長

課 長

課 長

技監兼課長

事務所長

管理所長

事務所長

事務所長

气象台長

課 長

事務所長

<p>[オブザーバー]</p> <p>信州大学工学部水環境・土木工学科</p> <p>信州大学工学部水環境・土木工学科</p> <p>NHK長野放送局</p> <p>信越放送株式会社</p> <p>株式会社長野放送</p> <p>株式会社テレビ信州</p> <p>長野朝日放送株式会社</p>	<p>吉谷純一教授</p> <p>豊田政史准教授</p> <p>放送部長</p> <p>報道部長</p> <p>報道部長</p> <p>報道部長</p> <p>報道部長</p> <p>報道制作部長</p>
--	--

別表 2

機 関 名	幹 事
長 野 市	河 川 課 長
松 本 市	建 設 総 務 課 長
上 田 市	土 木 課 長
須 坂 市	道 路 河 川 課 長
小 諸 市	建 設 課 長
中 野 市	道 路 河 川 課 長
大 町 市	建 設 課 長
飯 山 市	道 路 河 川 課 長
塩 尻 市	建 設 課 長
佐 久 市	土 木 課 長
千 曲 市	建 設 課 長
東 御 市	建 設 課 長
安 曇 野 市	監 理 課 長
小 海 町	産 業 建 設 課 長
佐 久 穂 町	建 設 課 長
川 上 村	産 業 建 設 課 長
南 牧 村	産 業 建 設 課 長
南 相 木 村	振 興 課 長
北 相 木 村	経 済 建 設 課 長
軽 井 沢 町	地 域 整 備 課 長
御 代 田 町	建 設 水 道 課 長
立 科 町	建 設 環 境 課 長
長 和 町	建 設 水 道 課 長
青 木 村	建 設 農 林 課 長

麻 績 村
生 坂 村
山 形 村
朝 日 村
筑 北 村
池 田 町
松 川 村
坂 城 町
小 布 施 町
高 山 村
山 ノ 内 町
木 島 平 村
野 沢 温 泉 村
信 濃 町
飯 綱 町
小 川 村
栄 村

関東農政局 農村振興部

中部森林管理局 北信森林管理署

中部森林管理局 中信森林管理署

中部森林管理局 東信森林管理署

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター長野水源林整備事務所

長野県 環境部 生活排水課

長野県 農政部 農地整備課

長野県 林務部 森林づくり推進課

長野県 建設部 砂防課

長野県 建設部 都市・まちづくり課

長野県 建設部 建築住宅課

長野県 佐久建設事務所

長野県 上田建設事務所

長野県 松本建設事務所

長野県 安曇野建設事務所

長野県 大町建設事務所

長野県 千曲建設事務所

長野県 須坂建設事務所

振興課長

振興課長

建設水道課長

建設環境課長

建設課長

建設水道課長

建設水道課長

建設課長

建設水道課長

建設水道課長

建設水道課長

建設課長

建設水道課長

建設水道課長

建設水道課長

建設経済課長

建設課長

水利計画官

次長

次長

次長

所長

所長

企画幹

企画幹

企画幹

企画幹

企画幹

課長補佐兼指導審査係長

整備課長

整備課長

計画調査課長

整備課長

整備・建築課長

整備課長

整備課長

長野県 長野建設事務所
長野県 北信建設事務所
関東地方整備局 利根川水系砂防事務所
北陸地方整備局 大町ダム管理所
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所
北陸地方整備局 松本砂防事務所
長野地方気象台
長野県 建設部 河川課
北陸地方整備局 千曲川河川事務所

計画調査課長
整備課長
副所長（技）
管理係長
副所長（技）
副所長（技）
防災管理官
企画幹
副所長（技）

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 全体協議会を開催



～千曲川・犀川流域における流域治水について、市町村長等と意見交換～

○気候変動による水害リスクの増大に備え、流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」について取り組んでいるところ。

○信濃川流域における流域治水の更なる推進、またその全体像を共有・検討する場として、流域内の市町村長等が参加し、議論する『信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 全体協議会』を開催。

- 日 時＝2月9日(水) 13:00～15:00
- 開催方法＝WEB会議での開催
- 事務局＝国土交通省 千曲川河川事務所・長野県 河川課
- 参加数＝75機関109名(うち41市町村68名)

<次第>

1. 開会

挨拶: 長野県知事 阿部守一

2. 議事

- ①信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会規約改正(案)について
- ②信濃川水系河川整備計画(変更原案)治水について(報告)
- ③流域治水の取り組みについて
- ④流域治水に関する意見交換

3. その他

- ⑤信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの進捗状況について(報告)
- ⑥信濃川水系(上流部)ダム洪水調節機能協議会について(報告)
- ⑦信濃川水系流域治水プロジェクト×グリーンインフラについて(報告)

4. 閉会

<構成機関>

長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村、長野地方気象台、関東農政局農村振興部、中部森林管理局北信森林管理署、中部森林管理局中信森林管理署、中部森林管理局東信森林管理署、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター長野水源林整備事務所、国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所、国土交通省北陸地方整備局(大町ダム管理所、湯沢砂防事務所、松本砂防事務所、千曲川河川事務所)、長野県(環境部生活排水課、農政部農地整備課、林務部森林づくり推進課、建設部河川課、建設部砂防課、建設部都市・まちづくり課、建設部建築住宅課、佐久建設事務所、上田建設事務所、松本建設事務所、安曇野建設事務所、大町建設事務所、千曲建設事務所、須坂建設事務所、長野建設事務所、北信建設事務所)

<オブザーバー>

信州大学工学部水環境・土木工学科 吉谷純一教授、豊田政史准教授、NHK長野放送局、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)



長野県 阿部知事による挨拶



開催状況①

現在の主な取組内容

- ため池の低水位管理
- ダムの事前放流
- 田んぼダムの活用
- 雨水貯留浸透施設の設置・財政支援(雨水貯留タンク・小中学校の校庭の活用・浸透性の高い舗装等)
- マイタイムラインの作成・支援
- 民間施設を活用した避難場所の確保

長野県知事挨拶

- 国・県ともに、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」に基づき、再度災害防止対策に鋭意取り組んでいるところ。早期の効果発現に向け、引き続き事業を進めていく。
- 「流域治水」は、近年の気候変動を踏まえ河川管理者を主体とした治水だけではなく、流域に暮らす関係者が協働して治水を進めるという、治水のあり方そのものを転換するもの。
- 県、市町村の取組状況の共有や、目標設定の必要性等について議論する本会議での議論が、実用性のある流域治水に結びつくよう、関係市町村長の皆様や関係機関の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。



開催状況②



信州大学工学部 吉谷教授



信州大学工学部 豊田准教授

学識者からの意見

○内水氾濫を防ぐような、個々の計画を作成・検討した上で、千曲川本川への効果を検討していくのも手段の1つではないか。

全体協議会での主な意見

- 各市町村毎での貯留量等について、数値的な目標を設定する必要がある。
- 流域治水の目標の設定にあたっては、課題の整理や定量的な効果量の検証を行った上で、各地域毎の特性を踏まえて決定していく必要がある。
- 河道掘削を行うために、土砂の受入先等を市町村としても検討していく必要がある。
- 流域治水の取組・必要性について地域住民に浸透するよう丁寧な説明が必要である。洪水に対する予測精度を高めていくことも、流域全体への意識向上に繋がるのではないかと。また、上流・下流での地域住民間の交流を行うことで、流域全体での防災意識向上に繋がるのではないかと。
- 千曲川上流域での流域治水の可能性について、調査して欲しい。